

石島会計メモ

平成28年10月号



中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル 3階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者 石島洋一

社会保険106万円の壁、誤解していませんか

(文章 石島洋一)

今月（10月）から社会保険の大きな改正が実施され、年間給与106万円以上の人の保険加入が強制されると話題になっています。これまで年収130万円未満で被扶養者（扶養家族）とされていた人が、自分が被保険者として社会保険加入する可能性が生まれたのです。ただ、これについては誤解もあるようですので、今月号の石島会計メモで取り上げることにしました。

給与課税103万円、社保加入106万円の壁

年末近くなると、パートの人たちが自分たちの給与を気にするようになることは知られています。所得税法では、年間103万円までの給与であれば、所得税はかからないことになっています。多くの主婦層は、この基準を気にしているようです。今回、社会保険についても年間106万円以上のときは、その人自身が社会保険（健康保険や厚生年金）に加入することが強制されるようになりました。ただ、よくある誤解がここから生まれてくるのです。

実は、この規定は中小企業には適用されないのです。

501人以上の会社が対象

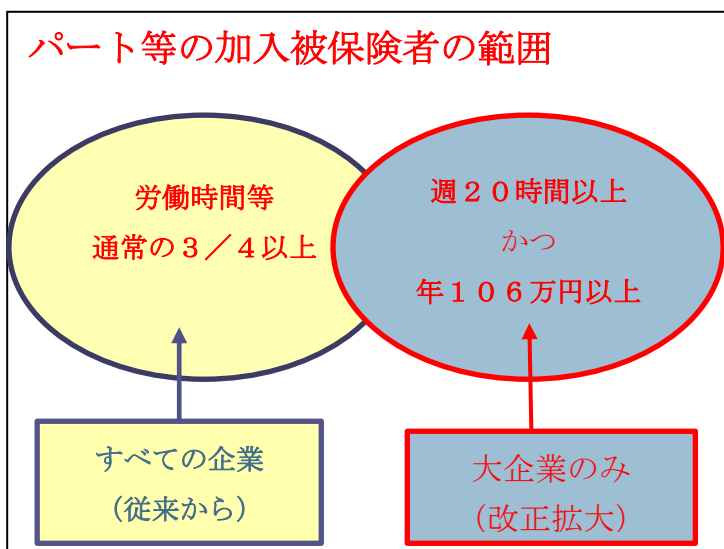
中小企業で勤務者が保険加入すべき条件は、通常社員と比べ、「1週間の労働時間が4分の3以上」、かつ「月の労働日数が4分の3以上」です。多少の法律改正はあったのですが、中小企業では、常勤の人が週40時間働いている場合、週30時間未満勤務の短時間労働者は社会保険への加入は強制されません。年収とは関係なく、労働時間のみで判定されます。ほぼ従来通りなのです、

常時500人を超える会社（大企業）では、従来の労働時間4分の3基準以外に、加入すべき条件が拡大されました。

1. 労働時間が週20時間以上
2. 月給与が88,000円以上（年間だと約106万円）

など5条件の**すべて**を満たす人が強制加入となったのです。この年収による

加入条件である106万円については賞与、残業手当、交通費などは含まないことになっている点は注意が必要です。被保険者として社会保険に加入か否かは労働契約等で判定することになりますから、契約の段階で決まってしまうことになります。



扶養家族の基準が変わったわけではない

社会保険（健康保険や厚生年金）の被扶養者（扶養家族）であれば、別途保険料を払わずとも医療保険は受けられるし、配偶者であれば年金保険料を払わなくても国民年金の加入期間に算入されます。恵まれた制度です。

今回の改正で一番多い誤解は、扶養家族の基準が従来は130万円未満だったものが、106万円未満に改正されたという誤解です。実は**扶養家族の基準は変わっていない**のです。

確かに、大企業の場合には年間106万円で、社会保険の加入者となりますが、今のところ、中小企業にはこの年収基準の適用はありません。中小企業では従来通りです。従って、年収130万円未満（60歳以上の人は180万円未満）で、労働時間等が通常社員の4分の3未満であれば、社会保険の扶養家族にはなれるのです（この場合の年収計算は、上記の場合と異なり、賞与、残業手当、交通費、給与以外の所得も含まれます）。

社会保険加入にはメリットもありますので、加入した方が良いかどうかは個々の事情によって異なりますが、今まで社会保険の被扶養者であった人が、被保険者本人になると、手取額等が大きく減少することが考えられます。また、ご主人の会社の扶養手当等に影響がでる場合もあります。正しい知識を持って判断したいものです。

社会保険については複雑な面が多いので、専門的なことをお聞きになりたい場合は、信頼できる社会保険労務士さんをご紹介します。石島会計宛て、お気軽にご連絡下さい。





文:田代真紀

10月に友人と旅行することになりましたが、ガイドブックやインターネットでは欲しい情報がなかなか得られませんでした。そんなときにひらめいたのが、**アンテナショップ**。ガイドブックに載っていない旬な情報をゲットできるかとも思いつきました。

ふと思うと、日本橋近辺にはアンテナショップが結構あるのです。調べてみると、右地図のように、事務所から日本橋近辺までになんと6件もありました。それぞれの特徴を簡単にご紹介します。

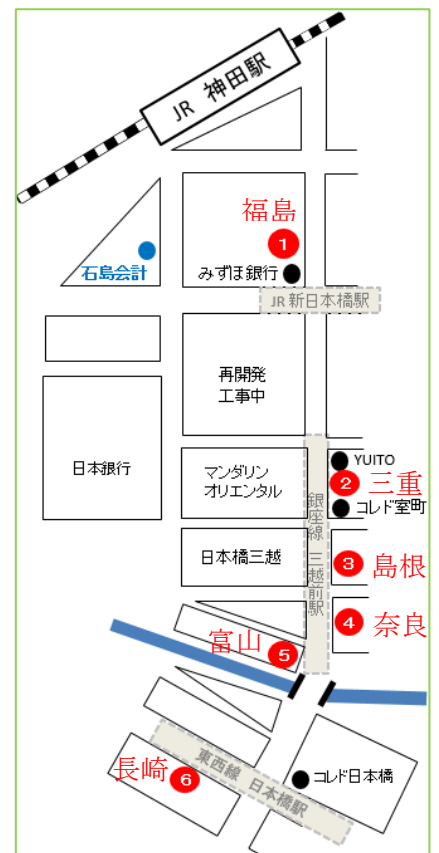
(右の地図番号と説明番号が対応しています)

①福島県:日本橋ふくしま館 MIDETTE (ミデッテ)



「MIDETTE」は、「見てね、来てみてね」とのお誘いの意味合いとのことです。福島の特産品の物販だけではなく、飲食コーナーもあります。

右写真はタンタン麺ですが、日替わり・週替わりのメニューでカレーやきのこ寿司定食などの日もあり、訪問時期による楽しみもあります。



②三重県:三重テラス MIE TERRACE



1階には物販コーナーのほか、三重の旬食材を取り入れたイタリアンシェフのメニューを楽しむことができるレストランが併設されています。2階のイベントスペースではセミナーや展示会も開催されています。

③島根県：にほんばし島根館

こちらでは「ふるさと定住・雇用情報コーナー」があり、島根県への就職相談や情報提供されていることが特徴的です。また、食事処の「主水（もんど）」では昼だけでなく夜も営業しており、宴会をすることもできます。



④奈良県：奈良まほろば館



左の写真にありますが、入り口ではマスコットキャラクターの『せんとくん』が出迎えてくれます。このせんとくん、実は季節によって服装や持ち物などが変わります。一度訪れた方も、また別の時期に行くと違うせんとくんに会えるかもしれません。古代の鏡づくりなどの講座も開催されます。

⑤富山県：日本橋とやま館

レストランには個室があり、また富山の伝統工芸品の食器で食事を楽しむことができます。コース料理もあり、富山をたっぷりと味わうことができます。さらに、バーラウンジもあり、名水の里・富山ならではの銘酒の飲み比べができます。



⑥長崎県：日本橋長崎館



長崎のお酒の飲み比べのほか、「かんぼこの食べ比べ」もできます（※：長崎では「かんぼこ」、よその地域では「かまぼこ」です）。イベントゾーンでは物販ゾーンや軽飲食ゾーンと連動イベントが行われることもあります。

②三重と③島根の間には新潟のイベントスペース「ブリッジにいがた」もあります。ある調査では、都内にある自治体のアンテナショップは55店舗、企業のものもいれるともっと多くなるそうです。情報収集だけでなく、現地の特産品を手に入れることができるのもうれしいですね。

地下鉄・バスで各地を巡る・・・散歩気分はいかがですか？